

愛媛県議会国際交流促進議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、愛媛県議会国際交流促進議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、日本と友好関係にある中華人民共和国、大韓民国及びベトナム社会主義共和国（以下「友好親善国等」という。）との友好親善と経済貿易の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 友好親善国等との文化・芸術・スポーツ・科学技術等の諸分野における交流を拡大促進すること。
- (2) 友好親善国等との経済・産業振興・貿易等の諸分野における交流を拡大促進すること。
- (3) 情報の交換並びに資料の収集及び配付をすること。
- (4) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

(役員任期等)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長は、本連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- 5 理事は、役員会を構成して会務を担当するとともに、本連盟の運営に当たる。
- 6 監事は、本連盟の会計を監査する。

(顧問)

第7条 会長は、役員会に諮り、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、又は意見を述べるができる。ただし、議決に参加することはできない。

(総会及び役員会)

第8条 総会は、本連盟の意思決定機関として、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、役員会の決定によって開く。会員の4分の1以上の要求があれば、役員会は、臨時総会を開かなければならない。

3 役員会は、会長が必要と認めたときに開く。役員のお分の1以上の要求があれば、会長は、これを開かなければならない。

(部会)

第9条 本連盟に以下の部会を設置し、部会長に副会長を充てる。

(1) 日中友好促進愛媛県議会議員連盟 (日中部会)

(2) 愛媛県議会日韓友好促進議員連盟 (日韓部会)

(3) 愛媛県議会日越友好促進議員連盟 (日越部会)

2 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会の運営について協議する。

なお、第3条に規定する事業については、部会ごとに行う。

(監事会)

第10条 監事会は、監事の要求によって開く。

(会議)

第11条 本連盟の各機関の会議は、原則として出席会員全員の同意をもって議事を決定する。

(予算及び決算)

第12条 本連盟の所要経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

(会費)

第13条 会員の会費は、月額1,000円とし、議員報酬より徴収する。

(会計年度)

第14条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

(規約の改正)

第16条 本規約は、総会において改正することができる。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、運営に必要な事項は会長が役員会に諮って定める。

附 則

本規約は、令和5年10月4日から施行する。